

坂戸市発注の競争入札等案件における一抜け方式実施要領

令和3年7月29日 制定

(目的)

第1条 坂戸市が発注する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理、物品・その他役務の提供（以下「工事等」という。）に係る競争入札等において、市内企業等の受注機会の確保や不可抗力による履行遅延等のリスクを分散化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、競争入札等に付す一定の条件を満たす複数の工事等において、あらかじめ定めた開札順により、先に落札者あるいは落札候補者（以下「落札者等」という。）となった者のしたその後の入札等を無効とし、他の応札者から落札者等を順次決定する方式をいう。

(対象)

第3条 坂戸市が発注する工事等のうち、次の各号に掲げる条件を全て満たした競争入札等について、特に市長が認めた場合に一抜け方式の対象案件とすることができる。

- (1) 同一日に公告または指名通知（以下「公告等」という。）し、かつ同一日に開札する入札等であること。ただし、同一日に開札しない入札等を含む場合であっても、当初の公告等の一部の開札を後日行う旨の記載を行い、かつ当初の公告等に後日開札する入札等に係る設計図書等を当初の公告等に掲載する場合に限り、同一日に開札しない入札等を含む一連の入札等についても一抜け方式を適用することができる。
- (2) 発注する業種が同一の案件であること。
- (3) 一般競争入札の応札可能者または指名競争入札等の被指名者が概ね半数以上重複する入札等であること。

(開札順等)

第4条 対象案件の開札順は、設計金額の高い順に設定するものとする。

- 2 落札者等の決定は、原則として開札順に行うこととする。
- 3 先に開札をした案件で落札者等となった者が、次以降の案件にも参加している場合は、その入札等を無効とし、入札等参加者として取り扱わないものとする。
- 4 対象案件のうち、一件目の落札候補者となった者の入札参加資格審査の決定前に二件目以降の開札を行う場合は、当該入札の開札時点で最も落札候補者になる可能性が高い（上位案件の落札候補者において有効な入札参加資格を有することを前提とした）者を落札候補者とみなす。三件目以降についても同様の取扱いとする。したがって、上位案件の入札参加資格審査の結果によっては、下位案件の落札候補者を取消すことがある。
- 5 対象案件のうち、一部の入札等案件が中止または取止め等となった場合は、落札者等の決定

順位を繰り上げるものとする。

- 6 対象案件のうちで落札者等となった者は、他の一抜け方式対象案件の下請負人となることはできない。ただし、契約履行期間が重複しない場合は、この限りでない。

(手続き)

第5条 対象案件の入札等手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 公告等に当該案件が一抜け方式の対象であることを明示すること。
- (2) 対象案件の入札書等の提出締切時間は、同日同時刻で設定するものとする。
- (3) 一抜け方式を適用した結果、決定順位が下位案件において、当該入札等の参加者が上位案件の落札者等の一者のみとなる場合は、前条の規定に関わらず落札者等の下位案件の入札等を有効に取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和3年8月1日以降に公告または指名通知をする案件から施行する。